

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2022年6月30日	
【会社名】	株式会社タカミヤ	
【英訳名】	Takamiya Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長	高宮 一雅
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町3番1号	
【電話番号】	06(6375)3918	
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営管理本部長	辰見 知哉
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大深町3番1号	
【電話番号】	06(6375)3918	
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営管理本部長	辰見 知哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社に移行するにあたり、必要な規定の新設並びに削除等を行うものであります。
2. 会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役でない取締役との間に責任限定契約を締結するための変更を行うものであります。
3. 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に伴う所要の変更を行うものであります。
4. 上記1～3の変更に伴い定款の条数を変更することに加え、定款全体の構成を「項号」から「条項号」に改めるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員会である取締役を除く。）9名選任の件

高宮一雅、高宮章好、安部 努、安田秀樹、向山雄樹、辰見知哉、川上和伯、下川浩司及び古市 徳を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

清水 靖、酒谷佳弘、上甲悌二及び加藤幸江を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内。なお、使用人分給与を含まない。）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）のストックオプションとしての報酬額とその内容について、改めて決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	363,530	873	-	(注)1	可決(99.76)
第2号議案				(注)2	
高宮 一雅	334,219	30,184	-		可決(91.72)
高宮 章好	342,274	22,129	-		可決(93.93)
安部 努	353,375	11,028	-		可決(96.97)
安田 秀樹	353,376	11,027	-		可決(96.97)
向山 雄樹	353,372	11,031	-		可決(96.97)
辰見 知哉	353,358	11,045	-		可決(96.97)
川上 和伯	353,366	11,037	-		可決(96.97)
下川 浩司	306,067	58,336	-		可決(83.99)
古市 徳	355,793	8,610	-		可決(97.64)
第3号議案				(注)2	
清水 靖	356,138	8,265	-		可決(97.73)
酒谷 佳弘	310,480	53,923	-		可決(85.20)
上甲 悌二	360,653	3,750	-		可決(98.97)
加藤 幸江	341,954	22,449	-		可決(93.84)
第4号議案	363,274	1,129	-	(注)3	可決(99.69)
第5号議案	363,251	1,152	-	(注)3	可決(99.68)
第6号議案	305,684	58,719	-	(注)2	可決(83.89)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上